

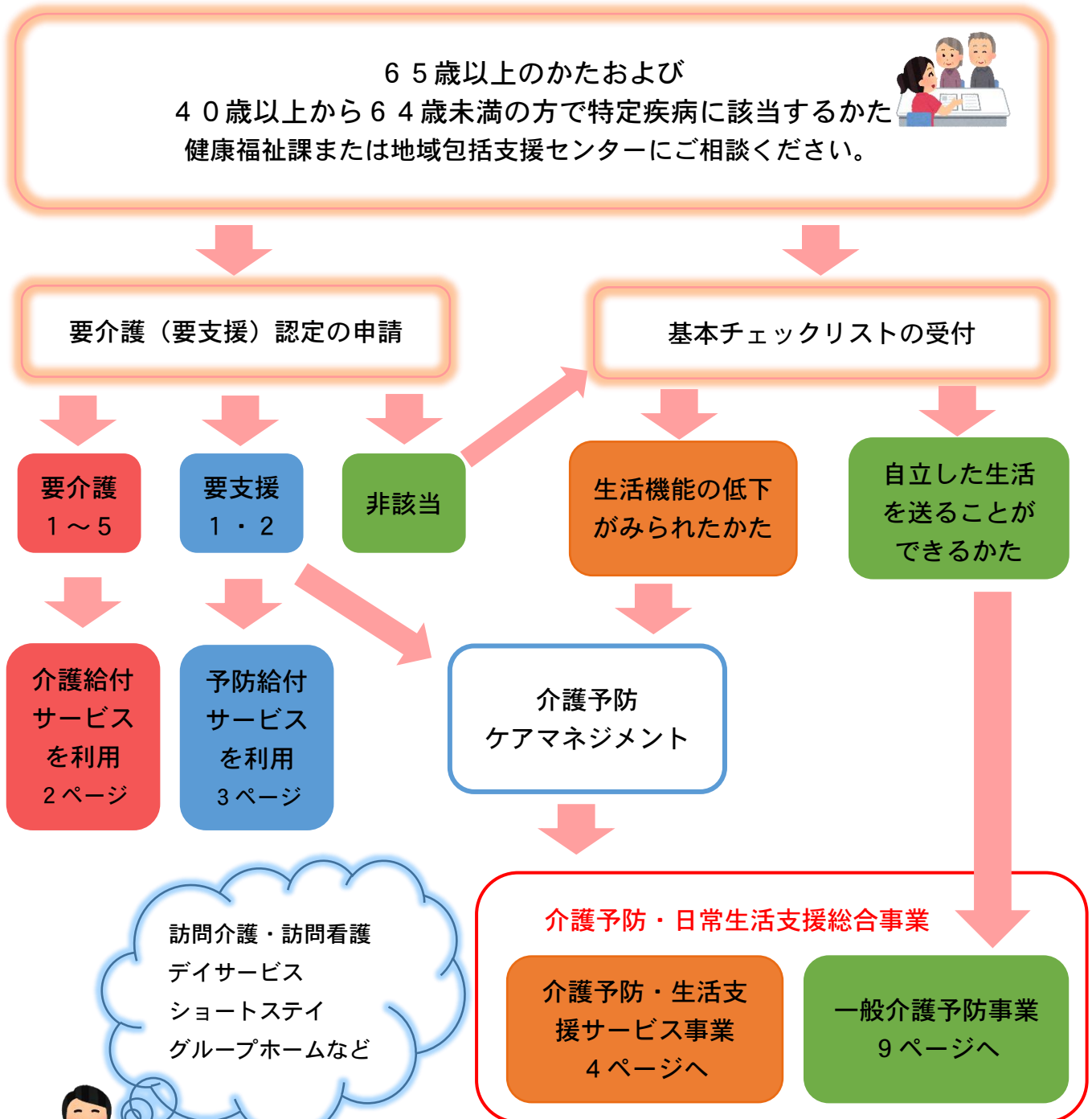
介護保険の制度とは・・・



介護が必要なかたをみんなで支え合う制度です。

みなさんがいつまでも住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らすためのしくみです。

○利用までの流れ



介護給付サービス

要介護1～要介護5のかたは、介護保険の介護サービスを利用できます。

在宅サービスは、日常生活に介助を必要とするかたのためのサービスです。在宅サービスは自宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通うサービスなどがあります。

施設サービスは、施設に入所して受けるサービスです。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。

地域密着型サービスは、住み慣れた自宅や地域での生活を支えるためのサービスです。

<介護サービス（在宅サービス）>

- ☐ 訪問介護【ホームヘルプサービス】
- ☐ 訪問入浴介護
- ☐ 訪問リハビリテーション
- ☐ 訪問看護
- ☐ 居宅療養管理指導
- ☐ 通所介護【デイサービス】
- ☐ 通所リハビリテーション【デイケア】
- ☐ 短期入所生活介護【ショートステイ】
- ☐ 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】
- ☐ 特定施設入居者生活介護
- ☐ 福祉用具貸与
- ☐ 特定福祉用具販売
- ☐ 住宅改修費支給
- ☐ 居宅介護支援

<地域密着型サービス>

- ☐ 夜間対応型訪問介護
- ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ☐ 地域密着型通所介護【デイサービス】
- ☐ 認知症対応型通所介護
- ☐ 小規模多機能型居宅介護
- ☐ 看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】
- ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ☐ 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】
- ☐ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

<介護サービス（施設サービス）>

- ☐ 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】
- ☐ 介護老人保健施設【老人保健施設】
- ☐ 介護療養型医療施設【療養病床等】
- ☐ 介護医療院



予防給付サービス

要支援１・要支援２のかたは、介護保険の介護サービスを利用できます。

在宅サービスは、重度化を防ぎ、できる限り本人の意思や能力を引き出すためのサービスです。在宅サービスは自宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通うサービスなどがあります。

地域密着型サービスは、住み慣れた自宅や地域での生活を支えるためのサービスです。

<介護予防サービス>

- ☐ 介護予防訪問入浴介護
- ☐ 介護予防訪問リハビリテーション
- ☐ 介護予防訪問看護
- ☐ 介護予防居宅療養管理指導
- ☐ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ☐ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ☐ 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ☐ 介護予防福祉用具貸与販
- ☐ 特定介護予防福祉用具売
- ☐ 介護予防住宅改修費支給
- ☐ 介護予防支援

<地域密着型サービス>

- ☐ 介護予防認知症対応型通所介護
- ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ☐ 介護予防認知症対応型
共同生活介護（グループホーム）



介護予防ケアマネジメントとは…

地域包括支援センターの職員が、本人や家族の希望を聞きながら本人の状態や生活環境などに応じてケアプランを作成します。

サービスの利用にあたり、事業所との調整なども行います。

介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・

介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」という）は、要支援１・要支援２のかたや事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と６５歳以上のすべてのかたが利用できる「一般介護予防事業」に分けられます。

今までよりサービスの選択肢が広がり、一人ひとりの状態にあったサービス利用で、皆さんの生活を支え、介護予防を推進します。

○介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は要介護認定で要支援１・要支援２に認定されたかたや基本チェックリストにより生活機能の低下がみられたかた（事業対象者）が利用の対象となります。これまでの「訪問介護」と「通所介護」を、町が実施する総合事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」として実施しています。

<訪問型サービス>

○訪問介護従前相当サービス

【サービス内容】

自立した生活に向け、自力では困難な生活介護（調理・掃除・洗濯・買い物などの支援）、身体介護（入浴・排泄・着替えの支援・服薬管理などの支援）

【提供時間】

４５分～６０分

【費用（１割負担の場合）】

要支援１・事業対象者（週２回まで）

要支援２（週３回まで）

訪問１（週１回）１，１６８円/月

訪問２（週２回）２，３３５円/月

訪問３（週３回）３，７０４円/月

※他、各種加算があります。

【提供できないこと】

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること（草木の手入れ、草むしり、大掃除や家屋の修理など）は提供できません。



○訪問型サービスA（緩和した基準） 1

【サービス内容】

自立した生活を継続するため、自力では困難な部分の生活介護（調理・掃除・洗濯・買い物などの支援）

【提供時間】

30分～45分

【費用（1割負担の場合）】

要支援1・事業対象者（月8回まで）

要支援2（月12回まで）

1回 250円

訪問1（週1回程度）月4回まで

訪問2（週2回程度）月8回まで

訪問3（週3回程度）月12回まで

※加算はありません。

【提供できないこと】

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること（草木の手入れ、草むしり、大掃除や家屋の修理など）は提供できません。



※緩和した基準とは…予防給付の基準から人員等の基準を緩和した基準

○訪問型サービスA（緩和した基準） 2

【サービス内容】

ケアプランに基づいた、掃除、洗濯、買い物、ごみ出しなどの自立に必要な日常生活行為を援助

【提供時間】

1日1回（1時間まで）

【費用】

要支援1・要支援2・事業対象者（週2回まで）

1回 120円

※加算はありません。

【提供できないこと】

調理や身体介護、除草や家の修繕などの提供できません。



※緩和した基準とは…予防給付の基準から人員等の基準を緩和した基準

＜通所型サービス＞

○通所介護従前相当サービス

【サービス内容】

心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指します。体操・レクリエーション・入浴・食事（実費負担）など。その他、必要に応じ運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などのメニューも追加で実施します。

【提供時間】

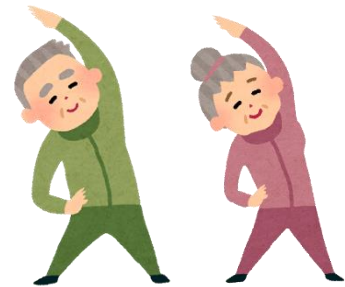
半日～1日

【費用（1割負担の場合）】

要支援1・事業対象者（週1回） 1,647円/月

要支援2（週2回） 3,377円/月

※他、各種加算があります。



○通所型サービスA（緩和した基準）

【サービス内容】

閉じこもり予防や認知症、生活不活発病を防ぐための体操やレクリエーションなど。

※食事や入浴は含まれませんが、希望により実費負担して利用できる事業所もあります。

【提供時間】

半日

【費用（1割負担の場合）】

要支援1・事業対象者（週1回） 1回 330円（月4回まで）

要支援2（週2回） 1回 338円（月8回まで）

※加算はありません。

※緩和した基準とは…予防給付の基準から人員等の基準を緩和した基準

＜その他生活支援サービス＞

ひとり暮らしの高齢者や介護をしているご家族のかたに対して、生活を支援する町独自の高齢者福祉サービスを実施しています。

◎在宅福祉サービス

□生活管理指導事業（短期宿泊） 【健康福祉課福祉介護担当】

介護予防と自立支援の視点から、養護老人ホームなどの空き部屋を活用して、対象者を一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調の調整などを図る事業です。

□緊急通報システム 【健康福祉課福祉介護担当】

身体上慢性的な疾患により、注意を必要とするひとり暮らしの高齢者などを対象として、急病や災害などの緊急時にボタンを押すだけで消防本部へ通報するものです。

□寝たきり重度心身障害者等紙オムツ給付事業 【健康福祉課福祉介護担当】

65歳以上の障害者手帳所持者または高齢者に対して、紙オムツを提供しています。

□寝たきり老人手当等支給事業 【健康福祉課福祉介護担当】

65歳以上の寝たきり高齢者に対して、月額5,000円を年3回（4月、8月、12月）本人もしくは介護者に支給する事業です。

□家族への支援 【地域包括支援センター】

認知症高齢者の増加に伴い、家族介護負担も大きくなっています。このことから、介護に対するストレス、悩みや不安の軽減を目的に「介護者のつどい」を実施しています。

□救急医療情報キットの配布 【健康福祉課福祉介護担当】

高齢者や障害者の安心・安全の確保のために、救急医療情報キットの配布を行っています。救急医療情報キットは、医療情報や薬歴情報等を記入した用紙を専用の容器に入れて保管しておき、万一の救急時に活用しています。

□在宅介護者手当支給事業 【社会福祉協議会】

疾病、障がいなどにより、介護を要する状態が6ヶ月以上継続している高齢者及び障がい者などと同居し、介護している社会福祉協議会会員に月額3,000円を支給する事業です。

□ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動 【社会福祉協議会】

在宅で見守りを必要とする80歳以上ひとり暮らし高齢者のかたへ、毎月1回（年8回）安否確認や話し相手などを目的に、ボランティアが訪問します。乳酸菌飲料を持参します。

□ひとり暮らし高齢者給食サービス 【社会福祉協議会】

在宅で見守りを必要とする80歳以上ひとり暮らし高齢者のかたへ、年3回赤十字奉仕団の手作り弁当を配布するとともに、安否確認を行っています。

□ひとり暮らし高齢者防火訪問 【社会福祉協議会】

在宅で見守りを必要とする80歳以上ひとり暮らし高齢者宅を、毎年11月に各担当民生委員の案内により、消防署職員と町職員、社協職員で火災予防を目的として訪問します。緊急通報システム設置者には点検を行っています。



◎移送サービス

□外出支援（おでかけタクシー） 【健康福祉課福祉介護担当】

既存の交通機関などを利用することが困難な高齢者を対象に外出支援事業としてタクシー料金の助成を行っています。

□福祉有償輸送サービス事業 【社会福祉協議会・シルバー人材センター】

訪問介護事業所（社会福祉協議会・シルバー人材センター）に登録のある要介護状態の通院する場合に移送サービスを行う事業です。

◎生活支援サービス

□安心お助け隊サービス 【商工会】

高齢者などの困りごとなど簡単な手助けを行い、地域の暮らしを応援する事業です。ボランティア（協力会員）が、お手伝いの必要な高齢者（利用会員）の家事などの手助けを行い、その謝礼を地域商品券で受け取り、地域の商店で買い物していただくものです。

□日常生活支援サービス 【シルバー人材センター】

日常のちょっとした困りごとや家事、作業をお手伝いする事業です。



□お買い物ツアー 【みなのもくしん会 悠う湯ホーム】

日野沢地区高齢者を対象に、デイサービス送迎車を使用し、町内外の店舗へ買い物に出かけます。外食やドライブも楽しめます。

○一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上のかたならどなたでも利用できるサービスです。介護予防に関する講座や健康教室の開催や、地域住民が運営する介護予防活動の支援などを実施しています。

□らくらく健康塾 【地域包括支援センター】

【内容】一人ひとりの体力に合わせ、楽しく運動が続けられる教室です。

【対象者】65歳以上



□水中ウォーキング教室 【地域包括支援センター】

【内容】水圧や浮力を利用し、膝や腰に痛みのある方でも効果的に筋肉を鍛えることができる教室です。

【対象者】65歳以上

□口腔ケア教室 【地域包括支援センター】

【内容】高齢者の摂食・嚥下機能の維持や口腔機能の向上を目的に、口腔清掃指導や口腔体操を実施する教室です。

【対象者】65歳以上

□シルバー料理教室 【健康福祉課健康づくり担当】

【内容】低栄養状態を予防するため、管理栄養士による指導のもと、食生活改善会の協力により高齢者の食事のポイントやひとり暮らしでも簡単に作れる食事の指導を行う教室です。

【対象者】65歳以上

□歌謡健康教室 【シルバー人材センター】

【内容】長生荘で閉じこもり予防や生きがいづくりの一環として行っている歌謡教室です。

【対象者】65歳以上

□ふれあい広場 【シルバー人材センター】

【内容】シルバー人材センターへの委託により、各地区の公会堂等の身近な場所や長生荘でレクリエーションや交流の機会を設けます。

【対象者】65歳以上



○地域住民が運営する介護予防サロン（寄り合い）

団体名	参加対象者	場所	実施日時	参加費	内容
下原げんき会	下原区民	下原区公会堂	毎月第2・第4木曜日 午前10時～正午	無料	運動・体操
いってんべえ～、あつまんべえ～	下大浜区民	大浜ケアセンター	毎月第3月曜日 午前10時～正午	無料	運動・体操・脳トレ・お茶飲み・レク・工作
腰区元気会	腰区民	腰区公会堂	毎月第1・第3月曜日 午前10時～正午	無料	運動・体操・お茶飲み
ハチ・ハチクラブ	国神区民	国神公会堂	毎月8のつく日 午前10時30分～正午	無料	運動・体操・お茶飲み
おしゃべり会	大湊区民 (旧9区)	大湊公会堂	毎月第2・第4木曜日 午前9時～午後4時	無料	運動・体操・お茶飲み
日野沢婦人会	日野沢全区民	わくわくセンター	毎月第1・第3土曜日 午後7時～午後8時	無料	運動・体操

○オレンジ・カフェ（認知症カフェ）

名称	参加対象者	場所	実施日時	参加費	内容
生きいきカフェ	一般（年齢・お住まい等を問わない）	皆野病院 1階フロア	偶数月第2土曜日 午後1時30分～午後3時	無料	認知症の話、体操、医療・介護相談ボランティア出し物、お茶飲みなど
つむぐ会	皆野町民	老人福祉センター「長生荘」	毎月第2・第4木曜日 午前10時～午前11時30分	100円	編み物・お茶飲み

<問合せ先>

皆野町役場 健康福祉課 ☎62-1233
 皆野町地域包括支援センター ☎63-1122
 皆野町商工会 ☎62-1311
 皆野町社会福祉協議会 ☎62-4615
 皆野町シルバー人材センター ☎62-4625